

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇条 例 職員の給与に関する条例の一部改正

## 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県条例第一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例

第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「六百円」を「七百円」に改める。

第十条第二項第五号を削る。

第十六条の四第一項中「その前日」を「それぞれその前日以下これらの日について規定している場合について同じ。」に改め同条第二項中「割合」を「割合(十二月十五日に支給する期末手当の額については左の各号に掲げる割合に百分の百五十を乗じて得た割合)」に改める。

第十六条の五第一項を次のように改める。

勤勉手当は、六月十五日及び十二月十五日にそれぞれその日に在職する職員に対し、左の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

一 六月十五日 同日以前六月以内の期間

二 十二月十五日 同日以前十二月以内の期間

第十六条の五第二項中「その支給日」を「それぞれその支給日」に「百分の五十」を「左の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 六月十五日 百分の二十五

二 十二月十五日 百分の五十

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二		通し号給表															
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
一	四,九〇〇	一	六,二〇〇	一	九,六〇〇	一	一五,一〇〇	一	二二,六〇〇	一	三三,七〇〇	一	四九,一〇〇	一	六六,七〇〇	一	八七,三〇〇
二	五,〇〇〇	二	六,四〇〇	二	九,八〇〇	二	一五,三〇〇	二	二二,八〇〇	二	三四,〇〇〇	二	五〇,四〇〇	二	六八,〇〇〇	二	八九,六〇〇
三	五,一〇〇	三	六,五〇〇	三	一〇,〇〇〇	三	一五,五〇〇	三	二三,〇〇〇	三	三四,二〇〇	三	五〇,六〇〇	三	六八,二〇〇	三	八九,八〇〇
四	五,二〇〇	四	六,六〇〇	四	一〇,一〇〇	四	一五,六〇〇	四	二三,一〇〇	四	三四,三〇〇	四	五〇,七〇〇	四	六八,三〇〇	四	八九,九〇〇
五	五,三〇〇	五	六,七〇〇	五	一〇,二〇〇	五	一五,七〇〇	五	二三,二〇〇	五	三四,四〇〇	五	五〇,八〇〇	五	六八,四〇〇	五	九十,〇〇〇
六	五,四〇〇	六	六,八〇〇	六	一〇,三〇〇	六	一五,八〇〇	六	二三,三〇〇	六	三四,五〇〇	六	五〇,九〇〇	六	六八,五〇〇	六	九十,一〇〇
七	五,五〇〇	七	六,九〇〇	七	一〇,四〇〇	七	一五,九〇〇	七	二三,四〇〇	七	三四,六〇〇	七	五〇,〇〇〇	七	六八,六〇〇	七	九十,二〇〇
八	五,六〇〇	八	七,〇〇〇	八	一〇,五〇〇	八	一六,〇〇〇	八	二三,五〇〇	八	三四,七〇〇	八	五〇,一〇〇	八	六八,七〇〇	八	九十,三〇〇
九	五,七〇〇	九	七,一〇〇	九	一〇,六〇〇	九	一六,一〇〇	九	二三,六〇〇	九	三四,八〇〇	九	五〇,二〇〇	九	六八,八〇〇	九	九十,四〇〇
一〇	五,八〇〇	一〇	七,二〇〇	一〇	一〇,七〇〇	一〇	一六,二〇〇	一〇	二三,七〇〇	一〇	三四,九〇〇	一〇	五〇,三〇〇	一〇	六八,九〇〇	一〇	九十,五〇〇
一一	五,九〇〇	一一	七,三〇〇	一一	一〇,八〇〇	一一	一六,三〇〇	一一	二三,八〇〇	一一	三五,〇〇〇	一一	五〇,四〇〇	一一	六九,〇〇〇	一一	九十,六〇〇
一二	六,〇〇〇	一二	七,四〇〇	一二	一〇,九〇〇	一二	一六,四〇〇	一二	二三,九〇〇	一二	三五,一〇〇	一二	五〇,五〇〇	一二	六九,一〇〇	一二	九十,七〇〇

別表第一		給料表										
職務の給号	給	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
一	級	四,九〇〇	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇
二	級	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇
三	級	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇
四	級	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇
五	級	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇
六	級	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇
七	級	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇
八	級	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇
九	級	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇
十	級	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇	六,八〇〇
十一	級	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇	六,八〇〇	六,九〇〇

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年一月一日から適用する。但し第十六条の四及び第十六条の五の改正規程は、昭和二十八年十二月十五日から適用する。
- 2 職員の昭和二十九年一月一日(以下「切替日」という。)における職務の級は、切替日において、その者が属していた職務の級と同一とし、その号給はこの条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の適用により切替日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの条例附則別表に掲げる新給料月額に対応する給料表に定める号給とする。
- 3 職員の昭和二十九年一月二日以後この条例施行までの期間内の日における職務の級は、改正前の条例の適用により当該期間内の日において、その者が属していた職務の級とし、その者の当該期間内における号給は、改正前の条例の適用により当該期間内においてその者

- が受けていた給料月額に対応するこの条例の附則別表に掲げる新給料月額に対応する給料表に定める号給とする。
- 4 前二項の規定により求められた職員の新給料月額がその者の属する職務の級における給料の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の給料月額とする。
- 5 職員の切替日における給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額(以下「給与額」という。)がこの条例の施行により切替日の前日における給与月額に満たないこととなる場合においては、その者の給与月額が切替日の前日における給与月額に達することとなる日まで、その差額を手当としてその者に支給する。
- 6 切替日以後この条例施行の際までの期間内において改正前の条例の規定に基いてされた職員の給料に関する決定は、改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定に基いてされたものとみなす。

- 7 この条例施行前改正前の条例の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以後この条例施行の際までの期間にかかる給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 8 昭和二十八年における勤勉手当については改正後の条例第十六条の五第二項中「百分の五十」とあるのは、「百分の七十五」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 9 昭和二十八年における改正後の条例第十六条の四、及び第十六条の五の適用により生ずる差額は、これらの規定にかかわらず、この条例施行後知事の定める日に支給する。

附則別表 給料の新旧対照表

給号	前切替日 の給料額	月新給料額	給号	前切替日 の給料額	月新給料額
一	四,四〇〇	四,九〇〇	一〇	一〇,二五〇	一〇,二五〇
二	四,四〇〇	四,九〇〇	一一	一〇,六五〇	一〇,六五〇
三	四,四〇〇	四,九〇〇	一二	一一,一〇〇	一一,一〇〇
四	四,四〇〇	四,九〇〇	一三	一一,五五〇	一一,五五〇
五	四,四〇〇	四,九〇〇	一四	一二,〇〇〇	一二,〇〇〇
六	四,四〇〇	四,九〇〇	一五	一二,四五〇	一二,四五〇
七	四,四〇〇	四,九〇〇	一六	一二,九〇〇	一二,九〇〇
八	四,四〇〇	四,九〇〇	一七	一三,三五〇	一三,三五〇
九	四,四〇〇	四,九〇〇	一八	一三,八〇〇	一三,八〇〇
一〇	四,四〇〇	四,九〇〇	一九	一四,一五〇	一四,一五〇
一一	五,一〇〇	五,六〇〇	二〇	一四,五〇〇	一四,五〇〇
一二	五,一〇〇	五,六〇〇	二一	一四,八五〇	一四,八五〇
一三	五,一〇〇	五,六〇〇	二二	一五,二〇〇	一五,二〇〇
一四	五,一〇〇	五,六〇〇	二三	一五,五五〇	一五,五五〇
一五	五,一〇〇	五,六〇〇	二四	一五,九〇〇	一五,九〇〇
一六	五,一〇〇	五,六〇〇	二五	一六,二五〇	一六,二五〇
一七	五,一〇〇	五,六〇〇	二六	一六,六〇〇	一六,六〇〇
一八	五,一〇〇	五,六〇〇	二七	一六,九五〇	一六,九五〇
一九	五,一〇〇	五,六〇〇	二八	一七,三〇〇	一七,三〇〇
二〇	五,一〇〇	五,六〇〇	二九	一七,六五〇	一七,六五〇
二一	五,一〇〇	五,六〇〇	三〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇
二二	五,一〇〇	五,六〇〇	三一	一八,三五〇	一八,三五〇
二三	五,一〇〇	五,六〇〇	三二	一八,七〇〇	一八,七〇〇
二四	五,一〇〇	五,六〇〇	三三	一九,〇五〇	一九,〇五〇
二五	五,一〇〇	五,六〇〇	三四	一九,四〇〇	一九,四〇〇
二六	五,一〇〇	五,六〇〇	三五	一九,七五〇	一九,七五〇
二七	五,一〇〇	五,六〇〇	三六	二〇,一〇〇	二〇,一〇〇
二八	五,一〇〇	五,六〇〇	三七	二〇,四五〇	二〇,四五〇
二九	五,一〇〇	五,六〇〇	三八	二〇,八〇〇	二〇,八〇〇
三〇	五,一〇〇	五,六〇〇	三九	二一,一五〇	二一,一五〇
三一	五,一〇〇	五,六〇〇	四〇	二一,五〇〇	二一,五〇〇
三二	五,一〇〇	五,六〇〇	四一	二一,八五〇	二一,八五〇
三三	五,一〇〇	五,六〇〇	四二	二二,二〇〇	二二,二〇〇
三四	五,一〇〇	五,六〇〇	四三	二二,五五〇	二二,五五〇
三五	五,一〇〇	五,六〇〇	四四	二二,九〇〇	二二,九〇〇
三六	五,一〇〇	五,六〇〇	四五	二三,二五〇	二三,二五〇
三七	五,一〇〇	五,六〇〇	四六	二三,六〇〇	二三,六〇〇
三八	五,一〇〇	五,六〇〇	四七	二三,九五〇	二三,九五〇
三九	五,一〇〇	五,六〇〇	四八	二四,三〇〇	二四,三〇〇
四〇	五,一〇〇	五,六〇〇	四九	二四,六五〇	二四,六五〇
四一	五,一〇〇	五,六〇〇	五〇	二五,〇〇〇	二五,〇〇〇
四二	五,一〇〇	五,六〇〇	五一	二五,三五〇	二五,三五〇
四三	五,一〇〇	五,六〇〇	五二	二五,七〇〇	二五,七〇〇
四四	五,一〇〇	五,六〇〇	五三	二六,〇五〇	二六,〇五〇
四五	五,一〇〇	五,六〇〇	五四	二六,四〇〇	二六,四〇〇
四六	五,一〇〇	五,六〇〇	五五	二六,七五〇	二六,七五〇
四七	五,一〇〇	五,六〇〇	五六	二七,一〇〇	二七,一〇〇
四八	五,一〇〇	五,六〇〇	五七	二七,四五〇	二七,四五〇
四九	五,一〇〇	五,六〇〇	五八	二七,八〇〇	二七,八〇〇
五〇	五,一〇〇	五,六〇〇	五九	二八,一五〇	二八,一五〇
五一	五,一〇〇	五,六〇〇	六〇	二八,五〇〇	二八,五〇〇
五二	五,一〇〇	五,六〇〇	六一	二八,八五〇	二八,八五〇
五三	五,一〇〇	五,六〇〇	六二	二九,二〇〇	二九,二〇〇
五四	五,一〇〇	五,六〇〇	六三	二九,五五〇	二九,五五〇
五五	五,一〇〇	五,六〇〇	六四	二九,九〇〇	二九,九〇〇
五六	五,一〇〇	五,六〇〇	六五	三〇,二五〇	三〇,二五〇
五七	五,一〇〇	五,六〇〇	六六	三〇,六〇〇	三〇,六〇〇
五八	五,一〇〇	五,六〇〇	六七	三〇,九五〇	三〇,九五〇
五九	五,一〇〇	五,六〇〇	六八	三一,三〇〇	三一,三〇〇
六〇	五,一〇〇	五,六〇〇	六九	三一,六五〇	三一,六五〇
六一	五,一〇〇	五,六〇〇	七〇	三二,〇〇〇	三二,〇〇〇
六二	五,一〇〇	五,六〇〇	七一	三二,三五〇	三二,三五〇
六三	五,一〇〇	五,六〇〇	七二	三二,七〇〇	三二,七〇〇
六四	五,一〇〇	五,六〇〇	七三	三三,〇五〇	三三,〇五〇
六五	五,一〇〇	五,六〇〇	七四	三三,四〇〇	三三,四〇〇
六六	五,一〇〇	五,六〇〇	七五	三三,七五〇	三三,七五〇
六七	五,一〇〇	五,六〇〇	七六	三四,一〇〇	三四,一〇〇
六八	五,一〇〇	五,六〇〇	七七	三四,四五〇	三四,四五〇
六九	五,一〇〇	五,六〇〇	七八	三四,八〇〇	三四,八〇〇
七〇	五,一〇〇	五,六〇〇	七九	三五,一五〇	三五,一五〇
七一	五,一〇〇	五,六〇〇	八〇	三五,五〇〇	三五,五〇〇
七二	五,一〇〇	五,六〇〇	八一	三五,八五〇	三五,八五〇
七三	五,一〇〇	五,六〇〇	八二	三六,二〇〇	三六,二〇〇
七四	五,一〇〇	五,六〇〇	八三	三六,五五〇	三六,五五〇
七五	五,一〇〇	五,六〇〇	八四	三六,九〇〇	三六,九〇〇
七六	五,一〇〇	五,六〇〇	八五	三七,二五〇	三七,二五〇
七七	五,一〇〇	五,六〇〇	八六	三七,六〇〇	三七,六〇〇
七八	五,一〇〇	五,六〇〇	八七	三七,九五〇	三七,九五〇
七九	五,一〇〇	五,六〇〇	八八	三八,三〇〇	三八,三〇〇
八〇	五,一〇〇	五,六〇〇	八九	三八,六五〇	三八,六五〇
八一	五,一〇〇	五,六〇〇	九〇	三九,〇〇〇	三九,〇〇〇
八二	五,一〇〇	五,六〇〇	九一	三九,三五〇	三九,三五〇
八三	五,一〇〇	五,六〇〇	九二	三九,七〇〇	三九,七〇〇
八四	五,一〇〇	五,六〇〇	九三	四〇,〇五〇	四〇,〇五〇
八五	五,一〇〇	五,六〇〇	九四	四〇,四〇〇	四〇,四〇〇
八六	五,一〇〇	五,六〇〇	九五	四〇,七五〇	四〇,七五〇
八七	五,一〇〇	五,六〇〇	九六	四一,一〇〇	四一,一〇〇
八八	五,一〇〇	五,六〇〇	九七	四一,四五〇	四一,四五〇
八九	五,一〇〇	五,六〇〇	九八	四一,八〇〇	四一,八〇〇
九〇	五,一〇〇	五,六〇〇	九九	四二,一五〇	四二,一五〇
九一	五,一〇〇	五,六〇〇	一〇〇	四二,五〇〇	四二,五〇〇

昭和二十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日火、金

鳥取県鳥取市東町取印所  
鳥取県鳥取市東町取印所  
鳥取県鳥取市東町取印所